

令和6年度 償却資産申告の手引き

釧路市



市税業務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、お礼申し上げます。
さて、償却資産(事業用資産)の所有者には、地方税法第383条により所有している償却資産について申告が義務付けられております。つきましては、**令和6年1月1日現在、釧路市内に所有する償却資産について**、同封の申告書にご記入いただき申告くださいますようお願いいたします。

1 申告書を提出しなければならない方は

1. 事業のために使用している償却資産又は使用することができる償却資産を市内に所有している方
 2. 所有している事業用償却資産を、市内の他の者に貸付けている方
- ※該当資産がない方、資産の増減がない方、廃業等の場合でも申告書を提出してください。

2 申告方法

1. 前年度申告書を提出された方

同封の償却資産一覧表にもとづき「増減申告」を行ってください。

● 増加した資産及び減少した資産がある場合

「償却資産申告書」、「種類別明細書(増加資産)」及び「種類別明細書(減少資産)」を提出してください。

● 増加した資産又は減少した資産の一方のみの場合

「償却資産申告書」及び該当する「種類別明細書」を提出してください。

● 資産の増加、減少がない場合

「償却資産申告書」のみ提出してください。

この場合、償却資産申告書備考欄(18)に「増減資産なし」と記載してください。

2. 本年度初めて申告される方

「全資産申告」となりますので、「償却資産申告書」及び「種類別明細書(全資産用)」を提出してください。

また、申告の対象となる資産が全くない場合は、償却資産申告書備考欄(18)に「該当資産なし」と記載して提出してください。

3. 電算処理で申告される方

地方税法施行規則第26号様式によって申告してください。

なお、同封した申告書は、事務処理上必要となりますので、提出する申告書に添付してください。



3 申告期限……令和6年1月31日(水)

期限間近になりますと、大変混雑いたしますので**1月17日(水)頃**までに申告されますよう、ご協力をお願いいたします。

4 償却資産とは――

事業のために使用することができる、土地・家屋以外の有形固定資産のことをいいます。

なお、家屋の建築設備のうちで、受変電設備、屋外の諸設備など、一部申告が必要なものがあります。

●申告の対象となる償却資産の例示

資産の種類		申告資産の例
第1種	構 築 物 (建物附属設備含む)	舗装路面、庭園、門、塀、広告塔、軌道、独立した煙突、緑化施設、橋、その他土地に定着する土木設備等 建物附属設備(受・変電設備、自家発電設備、屋外給排水・給油・ガス設備、賃借店舗等の内装・造作、簡易間仕切り等)
第2種	機 械 及 び 装 置	製造・加工・建設・印刷製本・修理用等の各種産業機械、荷役・運搬・クリーニング等設備・太陽光発電設備等
第3種	船 船	漁船、釣船、貨物船、遊覧船、はしけ、ボート、曳船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型フォークリフトやショベルローダ等の大型特殊自動車等 大型特殊自動車の分類番号 「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両 ※ナンバープレートがあっても、大型特殊自動車に該当する場合は、申告対象となります。 【特殊自動車(大型、小型)の区別】 (1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの (3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの (4) 最高速度が毎時15kmを超えるもの (1)～(4)のうち1つでも該当する場合は大型特殊自動車 (1)～(4)の全てが該当しない場合は小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象) ※農耕作業用自動車は、上記(1)～(4)の要件はなく、以下のとおりとなります。 最高速度が毎時35km以上は大型特殊自動車 最高速度が毎時35km未満は小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)
第6種	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	陳列ケース、冷蔵庫等営業用什器・備品、机、椅子、コンピュータ、計算機等の事務機器、レベル、ドリル等の工具、自動販売機、看板、ネオンサイン、理容及び美容機器等

●申告の対象とならないもの

1. 自動車税・軽自動車税の課税客体となるもの(例：小型フォークリフト等)
2. 棚卸資産(貯蔵品、商品等)
3. 非減価償却資産(1点100万円以上の美術品等、時の経過により価値が減少しないもの)
4. 生物(観賞用、興業用等は申告の対象)
5. 無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権、電話加入権、ソフトウェア等)
6. 繰延資産(開業費等)
7. 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの

5 家屋と償却資産の区分について

建物附属設備において、税務会計上、建物として一括等で減価償却している場合でも、地方税法では、家屋評価に含まれないものは償却資産として取り扱います。

1. 家屋と償却資産の区分の例示

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト等	屋内一般照明器具
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	発電設備	変圧器、配電盤等一式、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備	
暖房設備	電気暖房器具(蓄熱暖房器等)、FF式ストーブ等	温水暖房設備	
衛生厨房設備	洗濯機、炊飯器、脱水機等	洗面器、大小便器等	
ガス設備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管	
消火設備	ホース、消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽等	消火栓設備、スプリンクラー	
空調設備	生産事業用の空調設備、クーラー等	ダクト、換気設備等	
運搬設備	ベルトコンベアー、クレーン等	エレベーター、エスカレーター等	
店舗及び事業用 造作設備	簡易間仕切り、カウンター、陳列棚、ショーウインドウ等で容易に取りはずしできるもの	家屋と不可分一体となっているもの	

2. テナントとして施工した建築設備・内装・造作等については、通常賃借人の方が申告することになります。(地方税法第343条第10項)

3. 取得したアパート・マンション等に償却資産の対象となる設備等が附帯している場合、個別に申告が必要となります。

6 償却資産申告書、種類別明細書の記載

控用が必要な方はあらかじめコピーを添えて提出してください。種類別明細書(増加資産、減少資産)が複数枚必要な場合もあらかじめコピーをとり作成願います。また、釧路市ホームページから申告書様式をダウンロードすることもできます。

申告書の作成に当たっては、次の書類が必要となります。

- 法人の場合……法人税の申告書中「減価償却の償却額の計算に関する明細書別表16」又は「固定資産台帳」に記載されている資産
 - 個人の場合……所得税の申告書中「減価償却の計算」欄又は「固定資産台帳」に記載されている資産
1. 所有者の住所、氏名又は名称に変更がある場合は、新住所、新氏名又は新名称で申告してください。
 2. 取得価額は、その償却資産を取得するために支出した金額(引取り運賃等その用途に供するために直接要した費用を含む。)を記載してください。
消費税及び割賦販売利子等については、国税の取り扱いと同様です。
なお、取得価額の圧縮記帳を行っている場合には、圧縮記帳前の価額となります。
 3. 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」別表第1、第2及び別表第5から第8までに掲げる耐用年数を記載してください。
 4. 改良費の支出があった場合は、本体部の申告と区分してください。
 5. 漁船については、次により記載をしてください。
 - ・新造船の場合は、船体、搭載機器の順に記載してください。
 - ・2隻以上所有している方で、新たに搭載機器を取得した場合は、どの船の搭載機器か判別できるように、摘要欄に船名を記入してください。

7 償却資産に対する評価と課税について

1. 評価額の算出

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

(1) 前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \{1 - (\text{減価率} / 2)\}$$

(2) 前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

評価額の計算例) 取得年月：令和4年4月、取得価格：5,000,000円、耐用年数：5年の場合

- (1) の計算
- ① 減価残存率表により減価率は0.369
 - ② $0.369 / 2 = 0.1845$ (小数点第4位で切り上げ、0.185とします。)
 - ③ $1 - 0.185 = 0.815$ (減価残存率表の「減価残存率・前年中取得のもの」と一致します。)
 - ④ $5,000,000 \times 0.815 = 4,075,000$ (令和5年度評価額)
- (2) の計算
- ⑤ $1 - 0.369 = 0.631$ (減価残存率表の「減価残存率・前年前取得のもの」と一致します。)
 - ⑥ $4,075,000 \times 0.631 = 2,571,325$ (令和6年度評価額)

ただし、(2) により求めた額が、(取得価額 \times 5/100) よりも小さい場合は、(取得価額 \times 5/100) により求めた額を価格とします。

※固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。

取得価額 … 原則として国税の取扱いと同様です。

減価率 … 原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

2. 税額の決定

固定資産税の税率は1.4%です。

一品ごとに算出された評価額の合計金額が償却資産の課税標準額(注) (課税標準の特例がある場合は特例控除後の金額) です。土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計金額 (1,000円未満切捨て) を固定資産全体の課税標準額とし、その課税標準額 \times 1.4%により税額 (100円未満切捨て) を算出します。

(注) 償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、免税点未満につき固定資産全体の課税標準額に算入されません。

8 非課税資産について

地方税法の非課税規定（地方税法第348条）に該当する資産を、前年中に初めて所有される方は、「固定資産（償却資産）非課税申告書」を請求し、非課税該当資産であることを確認できる書類（カタログ等）を添えて、提出してください。

なお、非課税規定に該当する資産は、種類別明細書の摘要欄に《非課税》と記載してください。

《 減 価 残 存 率 表 》

耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法に よる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法に よる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法に よる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの
2	0.684	0.658	0.316	35	0.064	0.968	0.936	68	0.033	0.983	0.967
3	0.536	0.732	0.464	36	0.062	0.969	0.938	69	0.033	0.983	0.967
4	0.438	0.781	0.562	37	0.060	0.970	0.940	70	0.032	0.984	0.968
5	0.369	0.815	0.631	38	0.059	0.970	0.941	71	0.032	0.984	0.968
6	0.319	0.840	0.681	39	0.057	0.971	0.943	72	0.032	0.984	0.968
7	0.280	0.860	0.720	40	0.056	0.972	0.944	73	0.031	0.984	0.969
8	0.250	0.875	0.750	41	0.055	0.972	0.945	74	0.031	0.984	0.969
9	0.226	0.887	0.774	42	0.053	0.973	0.947	75	0.030	0.985	0.970
10	0.206	0.897	0.794	43	0.052	0.974	0.948	76	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	44	0.051	0.974	0.949	77	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	45	0.050	0.975	0.950	78	0.029	0.985	0.971
13	0.162	0.919	0.838	46	0.049	0.975	0.951	79	0.029	0.985	0.971
14	0.152	0.924	0.848	47	0.048	0.976	0.952	80	0.028	0.986	0.972
15	0.142	0.929	0.858	48	0.047	0.976	0.953	81	0.028	0.986	0.972
16	0.134	0.933	0.866	49	0.046	0.977	0.954	82	0.028	0.986	0.972
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955	83	0.027	0.986	0.973
18	0.120	0.940	0.880	51	0.044	0.978	0.956	84	0.027	0.986	0.973
19	0.114	0.943	0.886	52	0.043	0.978	0.957	85	0.026	0.987	0.974
20	0.109	0.945	0.891	53	0.043	0.978	0.957	86	0.026	0.987	0.974
21	0.104	0.948	0.896	54	0.042	0.979	0.958	87	0.026	0.987	0.974
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959	88	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	56	0.040	0.980	0.960	89	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	57	0.040	0.980	0.960	90	0.025	0.987	0.975
25	0.088	0.956	0.912	58	0.039	0.980	0.961	91	0.025	0.987	0.975
26	0.085	0.957	0.915	59	0.038	0.981	0.962	92	0.025	0.987	0.975
27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962	93	0.025	0.987	0.975
28	0.079	0.960	0.921	61	0.037	0.981	0.963	94	0.024	0.988	0.976
29	0.076	0.962	0.924	62	0.036	0.982	0.964	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	63	0.036	0.982	0.964	96	0.024	0.988	0.976
31	0.072	0.964	0.928	64	0.035	0.982	0.965	97	0.023	0.988	0.977
32	0.069	0.965	0.931	65	0.035	0.982	0.965	98	0.023	0.988	0.977
33	0.067	0.966	0.933	66	0.034	0.983	0.966	99	0.023	0.988	0.977
34	0.066	0.967	0.934	67	0.034	0.983	0.966	100	0.023	0.988	0.977

9 課税標準の特例について

1. 地方税法の課税標準の特例規定（地方税法第349条の3、同法附則第15条等）に該当する資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、特例該当資産であることを確認できる書類（カタログ等）を添付してください。
2. 船舶のうち、漁業法の許可・承認を受けて、主として遠洋区域に出漁する漁船で、総トン数90トン以上については、外航船舶として課税標準が6分の1に、総トン数45トン以上90トン未満については、準外航船舶として課税標準が4分の1になる特例を受けることができますので「外航船舶（準外航船舶）にかかる特例申請書」を提出してください。
3. その他の課税標準の特例（例示）

対象となる施設・設備	取得時期	特例割合
内航船舶（外航船舶、準外航船舶以外の船舶で、遊覧船、遊漁船等を除く）	——	1/2
水質汚濁防止法に規定する特定施設等の汚水又は廃液の処理施設（更新施設は除く）	H26.4.1～H30.3.31	1/3
	H30.4.1～R6.3.31	1/2
公共下水道を使用する者が設置した除害施設（更新施設は除く）	H24.4.1～R4.3.31	3/4
	R4.4.1～R6.3.31	4/5
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 （10kw未満の発電設備は除く。）	H24.5.29～H28.3.31	当初3年度分 2/3
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 ＜自家消費型＞※1	H28.4.1～H30.3.31	当初3年度分 2/3
	H30.4.1～R6.3.31	当初3年度分 2/3(1,000kw未満) 3/4(1,000kw以上)
中小事業者等が認定経営力向上計画に基づいて新規に取得した経営力向上設備等	H29.4.1～H31.3.31	当初3年度分 1/2
中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等※2	機械装置、器具備品など H30.6.6～R5.3.31	当初3年度分 ゼロ
	機械装置、器具備品など R5.4.1～R7.3.31	当初3年度分 1/2
	機械装置、器具備品など R5.4.1～R6.3.31	賃上げ表明有 当初5年度分 1/3
	機械装置、器具備品など R6.4.1～R7.3.31	賃上げ表明有 当初4年度分 1/3
	事業用家屋と構築物 R2.4.30～R5.3.31	当初3年度分 ゼロ

※1 平成28年4月1日以降に新たに取得された太陽光発電設備においては、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備が該当となります。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定を受けた発電設備は対象になりません。

※2 詳細については、釧路市ホームページより、先端設備等導入計画と検索ください。

このほかにも、地方税法並びに市税条例で定められている特例がありますので、お問い合わせください。

10 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度	一般の資産は旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度有り	制度無し
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度有り	制度無し
中小企業者の少額資産の損金算入の特例制度（租税特別措置法）	制度有り	制度無し
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	1円（備忘価額）	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価

11 特に次の点にご注意ください

1. 大型特殊自動車（フォークリフト等）は、ナンバープレートの有無にかかわらず申告してください。また、所有権留保付売買の場合は、買主が申告してください。
2. 一時的な遊休・未稼働資産、建設仮勘定で経理されている資産でも、その全部又は一部が賦課期日に完成又は稼働している資産は、申告の対象となります。
3. 簿外資産、償却済資産及び寄贈により取得した資産についても申告してください。
4. 耐用年数が経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、固定資産税では取得価額の5%が残存価格となりますので申告が必要です。
5. 1個1組の取得価額が10万円未満の少額資産で、税務会計上「全額損金算入（即時償却）」している場合や、20万円未満の少額資産で、税務会計上「一括3年償却」している場合は申告の対象となりませんが、「個別償却」している場合は申告が必要です。また、租税特別措置法の中小企業の損金算入の特例適用資産についても、償却資産の申告は必要です。

経理区分 取得価額	一時の損金・必要経費としたもの (即時償却)	一括償却したもの (3年均等償却)	中小企業者等の全額 損金算入の特例を 適用したものの	固定資産勘定に資産 計上したものの (個別償却)
10万円未満	申告不要	申告不要		申告必要
20万円未満		申告不要	申告必要	申告必要
30万円未満			申告必要	申告必要
30万円以上				申告必要

6. 一般にリース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わります。
 - (1) 一般的な賃貸借契約
リース期間終了後、資産が貸主に返還される内容であれば、貸主が申告することになります。
 - (2) 所有権留保付割賦販売契約
リース期間中、資産の所有権を貸主にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときには、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有資産とみなされます。この場合社会通念上、借主に申告していただきます。
7. 該当する資産が全く無い場合や、解散・廃業又は事務所の閉鎖等の場合は、申告書の備考欄（18）にその旨を記入して提出してください。
8. 固定資産税の賦課期日は1月1日ですので、決算期が賦課期日と異なる場合は、賦課期日までの資産の増加又は減少について、調整して申告してください。

12 調査協力をお願い

釧路市では、公平かつ公正な課税に努めるため、地方税法第354条の2に基づき、所得税・法人税の確定申告書等を閲覧し、本市への申告内容との照合調査を行っております。

その結果、申告内容に疑義のある場合には電話・文書等による問い合わせや実地調査が行われる場合がありますので、予めご了承ください。

また、申告の際に直近の事業年度の所有資産の内訳が記載された固定資産減価償却内訳表等の書類のコピーを添付していただくと、調査の効率化に繋がりますので、添付へのご協力をお願いします。

13 その他

1. 納税義務者……1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。
2. 課税標準額……1月1日現在における当該償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録された価格をいいます。
3. 免税点……課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。この判定は、資産の所在する市町村毎に行います。資産の多少に係わらず、申告書等の提出は必要です。
4. 納税通知書の交付……課税標準額×税率（1.4%）の計算により税額を算出し、5月上旬に納税通知書を発送いたします。
5. 納期……5月、7月、9月、12月の4期で納めていただきます。なお、納税については「口座振替」も利用できます。
6. 課税台帳の閲覧……償却資産の価格等を登録した課税台帳を4月1日から5月末日まで、資産税課で、所有者に対し無料で閲覧に供します。具体的な内容等については、広報くしろ等でお知らせします。申告期限までに提出されない方は、閲覧出来ない場合がありますので、必ず期限までに申告してください。なお、6月以降に課税台帳を閲覧する場合は、閲覧手数料が必要となります。
7. 不申告又は虚偽の申告……正当な理由がなく申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合には、罰せられることがありますのでご注意ください。

14 申告書の提出及び問い合わせ先

釧路市役所資産税課資産税担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

☎0154-23-5151（内線3159）

※郵送により申告される方で控の返送をご希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- 申告書の受付は阿寒町・音別町の各行政センターでも行っております。

阿寒町行政センター市民課

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 ☎0154-66-2121

音別町行政センター市民課

〒088-0192 釧路市音別町中園1丁目134番地 ☎01547-6-2231

☆制度についての詳細や申告書の様式などは
ホームページにも掲載しております。



URL⇒<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010710/1003966/1003977.html>

eLTAX（電子申告）のご案内

償却資産の申告手続きを、インターネットを利用して行うことができます。
なお、利用にあたっては、電子証明の取得など事前手続きが必要となりますので、詳しくは地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

